

ＥＣサイトの開設・改修及びＥＣモールの出店等に対する補助事業について
(安芸市地場産品魅力発信事業費補助金)

(1) 交付申請（申請者）

- ・ 申請受付期間：４月１日～１２月２８日
- ・ 必要書類：☐①交付申請書（様式第１号）
 - ☐②事業計画書（添付書類）
 - ☐③経費見積書（添付書類）
 - ☐④法人：登記簿の写し
個人：住民票の写し
団体・グループ等：団体等の定款・概要書（規約、会則、会員名簿、概要書等）
 - ☐⑤法人・個人：安芸市納税証明書
(市外在住で安芸市に事業所がある場合は固定資産税等の納税証明書)
 - ☐⑥ＥＣサイトで取り扱う主な商品の写真やパンフレット
 - ☐⑦経費の根拠となる見積書
 - ☐⑧改修の場合は、改修前のＥＣサイトのページ画像等

※予算額（経費）のうち、消費税額を除いた金額が補助対象経費になります。

(2) 交付決定通知（市）

- ・ 申請受付後、内容を確認・審査し、交付決定通知を申請者へ通知します。

(3) 事業着手～事業完了（申請者）

- ・ 事業着手・完了期間：交付決定後～当該年度に属する２月末まで
- ・ 交付決定通知が届いてからＥＣサイトの開設・改修等に着手してください。
 - ※決定通知が届く前に着手した内容は、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - ※費用の支払方法は、銀行振込または現金支払を原則とします。クレジットカード払いや補助事業に係る費用以外との混合払い等はしないでください。

(4) 実績報告（申請者）

- ・ 提出期間：下記のいずれか早い期日まで
 - ①事業完了（ＥＣサイト等が完成した日）から起算して３０日を経過した日まで
 - ②実施年度の３月３１日 ※ただし、これによりにくい場合は翌年度４月１５日まで
- ・ 提出書類：☐①実績報告書（様式第５号） ※ウェブサイトのＵＲＬを記載ください。
 - ☐②経費報告書（添付書類）
 - ☐③領収書の写し
 - ☐④改修の場合は、改修後のＥＣサイトのページ画像等

(5) 確定通知（市）

- ・ 実績報告書等の内容を確認後、確定通知書をお送りします。

(6) 請求書（申請者）

- ・ 請求書（様式第７号）に申請者の振込み先を記載のうえ提出してください。

(7) 支払い（市）

- ・ 請求書を受理した日から１４日以内に補助金をお振込みします。